



令和4年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。ただし、本市の下記「非常勤行政事務員」については、公募によらない再度の任用は、同一の者について原則として連続2回を限度としており、その後の任用に向けては改めて採用試験を受けていただくこととなります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～子どものための権利擁護委員会の相談員業務に従事する職員～

1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 随時（1件応募があれば、その後1週間を募集期間とする。）
- (2) 時間 午前9時00分～正午、及び 午後1時～午後5時30分
- (3) 備考 日曜日及び土曜日は受付を行いません。

2 応募条件

次の(1)～(3)の条件の全てを満たす方

- (1) 学校教育法に基づく短期大学卒業以上で、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、保育学、又はこれらに相当するような子どもに関わる学部、学科を卒業した人(A)か、あるいは社会福祉主事任用資格を持つ人(B)
- (2) 子どもに関する相談業務や、子どもに関わる団体等における実務経験を2年以上有する人
- (3) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

応募受付期間（時間）内に、下記の書類（各1部）をこどもの人権擁護担当（あまがさき・ひと咲きプラザ内アマブラリ3階）まで直接持参、もしくは郵送（必着）してください。受付後に受験票を交付又は送付いたします。可能な限り持参をお願いします。なお、応募受付期間（時間）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

※郵送の場合、簡易書留以外での郵便事故については、一切責任を負いません。

(1) 必要書類

- ① 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書（所定のもの）
1部
- ② 実務内容証明書もしくは職務履歴書 1部
※職務履歴書で応募した場合は、合格後、指定の期日までに実務内容証明書を提出していただく必要があります。
- ③ 卒業証書や卒業成績証明書等、卒業した学部・学科等が確認できるもの
1部(写しで可)
- ④ 卒業成績証明書など、社会福祉主事任用資格の有無が確認できる書類1部
(写しで可)

●応募条件(1)のAで応募する場合は、①②③を提出してください。

●応募条件(1)のBで応募する場合は、①②③④を提出してください。

※ 社会福祉任用主事任用資格についての詳細は別紙を参照してください。

※ ①②の様式については、尼崎市ホームページよりダウンロードし、ご使用ください。
(こどもの人権擁護担当でも配付します。)

4 採用予定日

試験実施月の翌月又は翌々月の1日

5 採用予定人数

1名

6 勤務条件

(1) 任期

採用日から令和5年3月31日

※次年度以降の任用については、同一の職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考の上、再度更新する場合があります。

(2) 条件付採用期間

採用日から1か月間

(3) 勤務場所

あまがさき・ひと咲きプラザ アマブラリ内
(尼崎市若王寺2丁目18番)

(4) 職務内容

- ア 子どもの権利救済に係る申立て及び相談の受付
- イ アの申立て等に基づく、関係機関等に対する調査
- ウ アの申立て等に基づく、当事者間の関係修復等に係る調整活動
- エ 子どもを取り巻く制度等の状況に係る調査活動
- オ 子ども自身による子どもの権利の啓発活動に対する支援
- カ その他、子どものための権利擁護委員会の事業に係る指示する業務

(5) 勤務時間（週30時間）

- ア 始業時刻 午前9時45分
- イ 終業時刻 午後6時15分
- ウ 休憩時間 上記時間のうち1時間
- エ 勤務を要しない日等
 - (ア) 日曜日
 - (イ) 月曜日から土曜日のうち2日
 - (ウ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (エ) 年末年始（12月29日～翌1月3日）
- オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

- ア 初年度の報酬月額
171,450円～185,860円(令和3年度実績)
※初年度は年齢や年度により額が異なる給付体系となっており、
次年度に再度任用された場合は、初年度の月額報酬に経験年数(1年)
を加えた報酬月額を改めて決定します。
- イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ
交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり
- ウ 期末手当 6月及び12月に支給（予定）
- エ その他（超過勤務等に係る割増報酬等）

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

7 採用試験

- (1) 試験日時 応募があり次第、調整後に連絡いたします。
- (2) 試験場所 **あまがさき・ひと咲きプラザ アマブラリ 3階**
(尼崎市若王寺2丁目18号5)

- (3) 試験内容 作文と面接
 (4) 結果発表 試験終了後、速やかに電話またはメールにてご連絡するとともに、郵送により結果を通知いたします。

※ 採用内定者については、後日、健康診断を受診していただきます。
 (日程は別途連絡します。)

場所：公益財団法人尼崎健康医療財団「健康開発センターハーティ 21」
 (尼崎市南塚口町 4 丁目 4-8)

8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 合否の結果に関する質問には、一切お答えすることはできません。
- (3) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (4) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。
- (5) 子どものための権利擁護委員会に係る予算が市議会において議決されなかった場合は、採用できないことがあります。

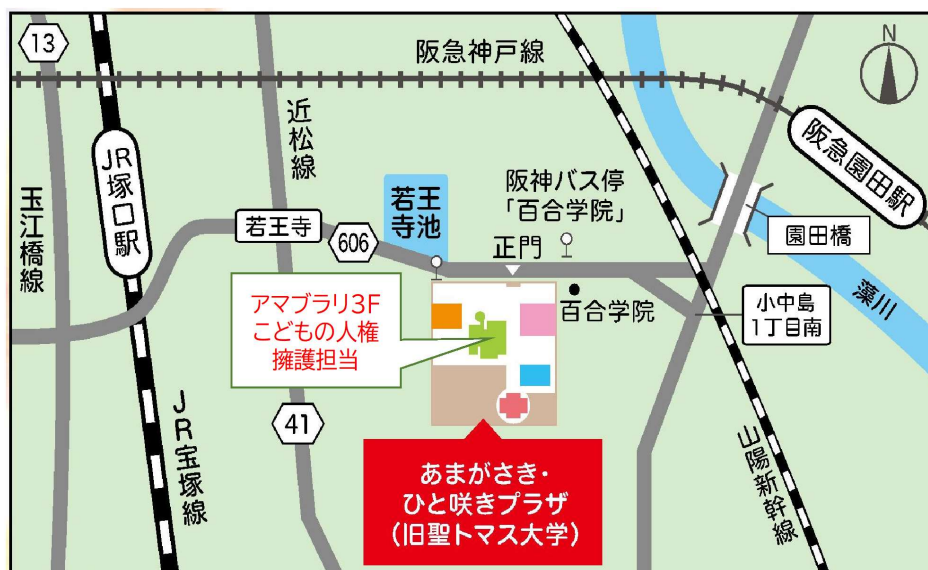
9 問い合わせ先 (応募受付先)

尼崎市子ども青少年局子ども青少年部子どもの人権擁護担当

〒661-0974 尼崎市若王寺 2 丁目 1 8 番 5 号

あまがさき・ひと咲きプラザ内アマブラリ 3 階

電話：06-6409-4723、ファクス：06-6409-4715



※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。
 【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】
 (トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員募集)